

面会交流・共同親権も議論

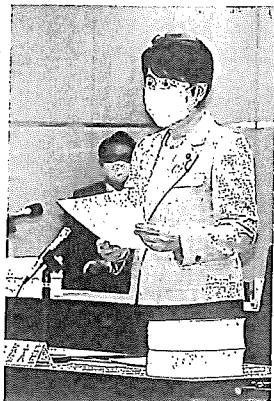
養育費不払い、解消へ検討

上川陽子法相は十日、離婚した親の都合で、子の健全な成長が妨げられないよう、家族法制の見直しを法制審議会（会長・内田貴早稲田大特命教授）に諮問した。養育費不払いの解消策をはじめ、親と子の面会交流、共同親権の是非、財産分与の在り方といった離婚後の課題を網羅的に検討する。

離婚後問題 法制審諮問

法制審議会が検討するポイント

- ◎ 民法で養育費請求権を明記すること
- ◎ 離婚時の養育費の取り決めを促し、支払いを確実にする方策
- ◎ 面会交流の適切な実施に向けた方策
- ◎ 父母双方の共同親権制度の是非
- ◎ 財産分与の「2分の1ルール」の制度化
- ◎ 未成年養子縁組で子の利益を確保する方策



法制審議会の総会で、親が離婚した子の養育に関する家族法制の見直しを諮問する上川法相（10日、法務省で）

上川氏は法制審議会で「女性の社会進出や父親の育児関与への高まりから、子の養育の在り方は多様化している。チルドレン・フアーストの視点で実態に即した検討をお願いしたい」と述べた。

厚生労働省の二〇一六年度の調査によると、ひとり親世帯は全国で百四十万世帯余りに上り、その多くを占める母子世帯が離婚した父から養育費を受け取っていない割合は24％程度にどごまる。法務省の検討会議は昨年十二月、養育費請求権の民法への明記や、離婚届と併せて支払いに関する取り決めを届け出る制度、不払い時に裁判手続きを取った場合の負担軽減や審理の

迅速化などを提案しており、法制審でも論点となる見通し。

現行民法が親権について定めているのは、離婚時の協議で父母のどちらかを決める「単独親権」制度。法制審は、主要国の多くが採用する父母双方による「共同親権」の是非を検討する。ただ父母が対立する場合には、子が不安定な立場に置かれるとの懸念も根強く、反対意見も予想される。

離れて暮らす親と子の面会交流は、離婚時に取り決めをする割合が30％を下回っているとのデータがある。面会交流の法的性質を民法に明示するよう求める意見があり、法制審は、離婚時の計画作成を促進する方策などを議論する。

財産分与は、婚姻中に夫婦で築いた財産を離婚時に半分ずつに分ける「二分の1ルール」の制度化を検討

する。二十歳未満を対象とした未成年養子縁組は、相続などの節税目的で利用されるケースがあるほか、再婚相手の子を養子とする際、子どもの利益が十分に考慮されない事例があることから、対応策を話し合っ